第3章 計画の構成と体系

まえばし男女共同参画推進条例

1 まえばしの男女共同参画社会を実現するために

本市は、市と市民と事業者との協働により、男女共同参画を一層推進していくため、平成 15 年3月、「まえばし男女共同参画推進条例」を定めました。その前文ではめざすべき姿を次のように示しています。

まえばしの男女共同参画社会の実現

市民一人ひとりが、お互いを大切にし、 性別にかかわりなく、個性を輝やかせて 生き生きと暮らすことができる社会の実現

条例前文

市民一人ひとりが、お互いを大切にし、性別にかかわりなく、個性を輝やかせて生き生きと暮らすことができる社会の実現は、私たちの願いである。前橋市は、日本国憲法にうたわれた個人の尊重や法の下の平等を基に、国際社会における男女平等への取組とも協調し、国における男女共同参画社会基本法に基づく取組を踏まえ、「平等」「参画」「自立」「交流」を柱とし、男女共同参画を推進する様々な施策に取り組んできた。

しかし、家庭と仕事との両立、意思決定の場への男女の積極的な参画、女性に対する暴力や権利侵害など、いまだ多くの解決しなければならない課題がある。

このため、私たち一人ひとりがこれらの課題に目を向け、男女共同参画について共に考え、また市と市民と事業者との協働により、男女共同参画を一層推進していく必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指し、将来にわたって男女の人権が尊重され、豊かな文化と活力のある 21 世紀の私たちのまち、まえばしを創造するため、この条例を制定する。

まえばしの男女共同参画社会の実現のために

基本理念

条例第3条

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別をなくし、男女がともに、個人として能力を発揮できる機会を確保することが必要です。

3 政策・方針の立案及び決定 過程への男女共同参画の推進

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野で、政策や方針の立案からその決定までのすべての意志決定の場に参画できるようにすることが必要です。

5 市と市民と事業者の協働 による推進

男女共同参画の推進は、市と市民と 事業者が相互に協力し、主体的に取り組むようにすることが必要です。

2 家庭生活とその他の活動への参画と両立

男女が相互に協力し、社会の支援を 受けながら、育児、介護などの家庭 生活における活動と、仕事や地域活 動などが両立できるようにするこ とが必要です。

4 男女共同参画の視点から の制度・慣行の配慮

「女だから」「男だから」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、社会における自由な活動の選択が阻害されないよう、社会の制度や慣行のあり方について配慮が必要です。

6 国際社会の取組との協調

男女共同参画は、国際社会における 男女共同参画の取組と協調して行われることが必要です。

2 基本目標

条例前文で定める本市の男女共同参画社会を実現するため、前計画の施策を評価した上で重点 化を図り、次の基本目標を設定します。

基本目標 I 一人ひとりが尊重される まえばし

- 口性別による役割や行動を決めつけることは、その人の能力や生き方の選択の幅を狭め、 個人の自由や尊厳を奪うことになりかねません。引き続き、社会に根強く残る固定的な 性別役割分担意識の解消をめざします。
- 口男女がともに自立して個性と能力を発揮するための基礎となるものは、教育と学習です。 家庭、学校、地域などでの教育・学習を通して男女共同参画についての理解を深め、男 女がともに学習や能力開発に取り組めるよう支援します。
- 口市内に居住する外国人市民について、言葉や文化・生活習慣等による支障を来さないよう支援します。
- 口女性の年代に応じた心と体の健康を支援するとともに、性差を踏まえた心身の健康維持 の支援や生活習慣病予防を進めます。
- 口配偶者等からの暴力防止や被害者支援に向けた体制整備を計画的に行っていきます。
- ロセクシュアル・ハラスメントや性犯罪など、女性に対するあらゆる暴力の防止への取組 を推進します。

基本目標Ⅱ みんなが主役になれる まえばし

- 口女性リーダーを育成し、政策や方針決定の場への女性の参画を推進していきます。また、 庁内においても女性職員の管理職への登用を進めます。
- 口男女がともにライフスタイルを柔軟に選択できるよう社会制度や慣行の見直しを推進します。
- 口少子高齢化、ライフスタイルの変化などによって生じている地域の課題の解決に向け、 様々な分野への女性の参画を推進します。
- 口男女がともに生活基盤を確立し、それぞれの能力を発揮できるよう、男女がパートナーとして働くことができる環境整備を推進します。

基本目標皿 多様なライフスタイルを実現できる まえばし

- 口性別によることなく、能力に応じた機会や待遇が確保され、その能力が十分に発揮できる雇用環境が整備されるよう働きかけを行います。また、いったん退職した女性の仕事への復帰を支援します。
- 口農業分野における男女共同参画を推進します。
- 口男女が協力し、安心して子育てができるよう子育て支援施策を充実します。また、介護についても、家族みんなで、地域で、社会で支え合う意識と環境づくりを進めます。
- 口仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自らの希望するバランスで選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスを普及させ、多様な活動への男女の参画を促進します。

3. 施策の体系

本計画の目標を実現するため、施策を次のように体系化します。

目標

基本理念

基本目標

1 男女の人権の尊重

Ι

一人ひとりが尊重 される *まえばし*

2 家庭生活とその他 の活動への参画と 両立

3 政策・方針の立案 及び決定過程への 男女共同参画の推進 ${\rm I\hspace{-.1em}I}$

みんなが主役に なれる **まえばし**

4 男女共同参画の 視点からの制度・ 慣行の配慮

5 市と市民と事業者の協働による推進

 ${
m I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$

多様なライフスタイルを 実現できる まえばし

6 国際社会の取組と の協調

まえばしの男 女共同参画社会の実 現

施策の方向 主な施策 (1) 固定的な性別役割分担意識の解消に 向けた市民への働きかけ 1 人権尊重・男女平等意識の向上 (2) 家庭・学校・地域における男女平等 教育・学習の推進 (3) 国際理解と協調 (4) 生涯を通じた健康づくりへの支援 (5) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の 2 互いの性を尊重する社会づくり 保護・自立支援 (前橋市DV防止基本計画) (6) 女性に対する暴力の根絶 (7) 方針決定の場における女性の登用促進 政策・方針決定の場への女性の参画推進 (8) 女性リーダーの発掘・育成・活用 (9) 男女平等を阻む制度・慣行の見直し 4 女性が活躍する範囲の拡大 (10)様々な分野への女性の参画の推進 (11)職場における男女共同参画の推進 5 男女が生き生きと働ける環境の向上 (12)女性のチャレンジ支援 (13)農業分野への男女共同参画の推進 (14)すべての子育て家庭に向けた子ども・ 安心して子育て・介護ができる 6 子育て支援 暮らしの支援 (15)すべての家庭に向けた介護支援 (16)ワーク・ライフ・バランスの推進 7 ゆとりある生活の推進 (17)多様な活動への男女の参画促進